

## エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱

平成24年4月20日決裁  
平成25年5月16日一部改正  
平成26年5月13日一部改正  
平成27年6月12日一部改正  
平成28年4月12日一部改正  
平成29年4月13日一部改正  
平成30年4月12日一部改正  
令和2年4月17日一部改正  
令和3年4月16日一部改正  
令和4年5月6日一部改正  
令和5年4月27日一部改正

### (趣旨)

第1条 県は、エコ農業直接支援実施要領(平成24年4月20日農林部長決裁、以下「県実施要領」という。)に基づき、市町村が実施する事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)及び環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)、環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。)、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型直接支払交付等要綱」という。)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

### (補助金交付に係る事項)

第3条 県は、県の予算の範囲内で、市町村が農業者等に対して交付する補助額の3/4以内を市町村に交付するものとする。

2 県全体における当該補助金の交付要望額を集計した結果、県予算額を上回る場合については、市町村と協議を行い調整を行う場合がある。

3 県から市町村への補助金交付は、年度内に対象活動が全て終了した取組については当該年度に補助金の交付を行い、複数年度にまたがる取組については、対象活動が終了した年度に補助金の交付を行うものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、エコ農業直接支払は様式第1号、エコ農業直接支払推進事務は様式第2号のとおりとする。

2 前項の申請書は、毎年度提出期限を定めて補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、別表第2のとおりとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、エコ農業直接支払は様式第3号、エコ農業直接支払推進事務は様式第4号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第8条 補助金の交付の決定をした場合において、知事が必要があると認めるときは、補助金の概算払ができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更(中止、廃止を含む)しようとするときは、様式第6号による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の指令があった年度の12月末日現在において、様式第7号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事あてに提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出している場合は、この限りではない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、エコ農業直接支払事業は様式第8号、エコ農業直接支払推進事務事業は様式第9号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内または3月20日までのいずれか早い日を原則とする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の額の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、様式第11号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センター所長を経由するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第4条の規定による交付の申請、第8の規定による概算払請求、第9条の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による遂行状況報告及び第11の規定による実績報告、第13条の規定による補助金の請求(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則 本要綱は、平成24年4月20日から施行する。  
本要綱は、平成25年5月16日から施行する。  
本要綱は、平成26年5月13日から施行する。  
本要綱は、平成27年6月12日から施行する。  
本要綱は、平成28年4月12日から施行する。  
本要綱は、平成29年4月13日から施行する。  
本要綱は、平成30年4月12日から施行する。  
本要綱は、令和2年4月17日から施行する。  
本要綱は、令和3年4月16日から施行する。  
本要綱は、令和4年5月6日から施行する。  
本要綱は、令和5年4月27日から施行する。

別表第1（第2条、第6条関係）

<エコ農業直接支援事業>

事業の種類	経費	補助率	重要な変更
1 エコ農業 直接支払	市町村が農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するために必要な経費	事業費の定額 (国実施要領第6の3により算定される国庫補助額+その1/2以内において知事が定める額との合計)	補助金算定額の基礎となる交付対象面積の変更 (交付決定額の算定基礎となった面積を超える場合に限る)
2 エコ農業 直接支払推進 事務	日本型直接支払交付等要綱の別紙3の第2に基づいて行う事業に要する経費 (1)旅費 (2)謝金 (3)委託費 (4)事務費	定額	1 補助金の増  2 補助金の30%を超える減

別表第2（第5条関係）

事業の種類	知事が定める事項
1 エコ農業直接支払	当該市町村の補助金交付に関する規則又は要綱 (ただし、市町村の補助金交付に関する規則又は要綱について、市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。)